

# 公益社団法人 伊奈町シルバー人材センター

## 令和6年度事業計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

### I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の発生から長期にわたり地域活動の自粛が続くなか、昨年5月には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更されたことに伴い、制限のない日常生活が再開され、人々の動きや経済活動も活発化してまいりました。

「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」への転換により、各地域では祭りや各種イベントが実施されるなか、当センターにおいても、4年ぶりに全会員を対象として定時総会を開催したほか、会員向けの親睦事業やボランティア事業を実施するなど、コロナ禍前の日常に戻りつつあります。

さて、総務省が発表した令和5年9月1日現在の人口推計において、総人口は前年同月に比べ62万3千人減少の1億2,434万8千人となり、そのうち65歳以上は3,622万5千人、高齢化率は29.1%と、年々少子高齢化と人口減少が進み、労働力人口の減少を招いています。

このため、令和3年4月1日には「改正高年齢者雇用安定法」が施行され、企業等における定年制の延長や再雇用制度の拡大がなされたこともあり、シルバー人材センターの全国的な会員数は、平成21年度の79万1,859人をピークに毎年減少し、令和4年度は68万1,739人にまで減少しています。

このような状況の中で、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実や健康の保持増進、生活の安定を目的とするシルバー人材センターの役割はさらに重要なものとなっており、同時に企業の労働不足や一般家庭など地域社会の多様なニーズに応えていくことが今まで以上に求められています。また、本年秋には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス新法)の施行が予定されており、新たな契約方法への円滑な移行が課題となります。

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、さらなる高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに貢献できるよう、行政をはじめ関係機関等との連携・協力を強め、会員拡大と会員の高齢化に伴う就業開拓、適正就業、安全就業に務めてまいります。

以下、次の事業を展開してまいります。

## II 事業実施計画

### 1. 会員の増強

シルバー事業を円滑かつ安定的に実施するためには、会員の確保が必須であることから、会員の増強活動に積極的に取り組み、入会の促進を図る。

- (1) 夫婦会員割引制度の導入により、配偶者の入会促進や既存会員の退会抑制を図る。
- (2) 途中入会者に対する年会費割引制度を導入し、入会の促進を図る。
- (3) 「1人一声加入運動」等を展開し、シルバーの役員と会員が一丸となって会員の増強に努める。
- (4) 定期的に入会説明会（月1回）を開催するほか、臨時の入会説明会を設けるなど新規会員の入会を促進する。
- (5) 女性の加入を促進するため、「女性向け入会説明会」を開催する。
- (6) 就業体験や見学の機会を設け、入会の促進を図る。
- (7) イベントでの普及啓発活動を実施することにより、シルバー事業への理解を深めてもらうとともに、入会の促進につなげる。
- (8) ホームページや広報紙など、あらゆる媒体を活用し、効果的に入会の促進を図る。
- (9) 入会説明及び入会申込み手続きのオンライン化を推進する。
- (10) センター事業への会員の参画を促すため、ポイント付与制度等の利用促進を図る。
- (11) 会員の高年齢化が進んでいることから、就業状況を分析し、多様で柔軟な就業形態を模索し、高齢会員ができるだけ長く就業できる環境づくりを進める。

### 2 就業機会の確保・拡大

シルバー事業の基盤を確固としたものにするためには、就業機会の更なる拡大が必要不可欠であることから、発注者や地域のニーズを的確に捉え、サービスの向上を図ることにより就業機会の確保・拡大につなげる。

- (1) 企業訪問による新規就業先の開拓や既存就業先での他分野への就業拡大を促すとともに、日常生活の中に潜在する就業ニーズの把握に努

めることにより、就業機会の拡大を図る。

- (2) 今後も需要が見込まれる「福祉・家事援助サービス事業」については、サービス提供体制の整備を図るとともに、就業開拓を積極的に進める。
- (3) 町及び関係機関と連携を図りながら、「介護予防・日常生活支援総合事業」における「訪問型サービス」を実施し、支援が必要な方の生活支援を行う。
- (4) 町と連携を図りながら空き家等の適正管理に取り組む。
- (5) 発注者の多様なニーズに対応するため、有料職業紹介事業を行う。
- (6) 会員の就業にあたっては請負・委任による就業とそれに馴染まない業務については、シルバー派遣事業での受注を図るなど、お客様のニーズに応じた受注体制を構築する。
- (7) 未だ仕事を受注できていない町内事業所に対し、就業開拓員等による受注促進活動を実施するとともに、商工会報などを活用し受注の拡大を図る。
- (8) 就業体験の機会を設け、会員の意欲や能力に応じたサービスを提供する。
- (9) 就業意識の向上や基本的マナーの習得など、会員が就業する上で必要な知識や技能を取得するための研修機会を設け、サービスの向上に努める。

### 3. 安全・適正就業の推進

安全で適正な就業はシルバー事業の根幹をなすものであり、安全第一・事故ゼロを目指して、定期的な安全点検を行うとともに適正就業を推進する。

また、会員自らが健康の維持・管理に努めるよう、健康診断の受診を奨励する。

- (1) 安全・適正就業委員会の委員による会員就業現場での安全パトロールを毎月実施し、安全就業の徹底を図る。
- (2) 安全講習会や交通安全講習会などを通して、会員の安全意識の向上を図る。また、県シルバー人材センター連合主催の安全就業に係る各種研修会等に積極的に参加し、習得したノウハウは会員へフィードバックする。
- (3) 事故情報を共有するとともに、その内容を検証し、対策を講じて事故の再発防止を図る。
- (4) ローテーション就業やワークシェアリングの就業を推進する。
- (5) 就業にあたっては、適正就業ガイドライン及び関係法令を遵守し、

適正就業の徹底を図る。

- (6) 健康診断の受診を奨励するとともに、会員の健康意識の向上を図る。
- (7) 会員の就業上の不安や心配、健康等に係る相談について、職員がきめ細かく対応できる体制を整える。
- (8) 新型コロナウイルス感染症予防対策として、人が密集する現場においては、適切な感染対策を講じた上で就業する。
- (9) 会員から「安全就業標語」を募集し、優秀作品については広く啓発事業等に活用し、安全就業意識の高揚を図る。
- (10) 会員に対して「就業に対するアンケート調査」を行い、就業実態を把握することで、更なる適正就業化を図る。

#### 4. 普及啓発活動の推進

シルバー人材センターの基本理念や事業内容等について、町民や事業者に理解し利用していただくため、様々な手法で啓発活動を進めていく。

- (1) センターの事業活動を広く周知するため、ホームページの活用とあわせ、町の広報紙や回覧等によるPR等を積極的に行う。
- (2) 広報紙「シルバーいな」を年2回発行するとともに、啓発チラシを作成し公共施設や金融機関等へ配置する。
- (3) 町総合文化祭等のイベントに参加し、広くセンター事業のPRを行うとともに、会員の加入促進を図る。
- (4) 社会奉仕活動や清掃ボランティア活動などの地域貢献活動を通して、センター事業の普及啓発を図る。

#### 5. 地域貢献活動の推進

社会奉仕活動等を通じて地域貢献や高齢者の社会参加の促進を図ることにより、地域に根ざし町民から信頼されるセンターを目指す。

- (1) 伊奈まつりやシルバー人材センター事業普及啓発促進月間にあわせて清掃ボランティア活動を実施することにより、地域貢献活動を推進するとともにセンター事業の普及啓発を図る。
- (2) 町が進める「伊奈町見守りオレンジネットワーク事業」の協力事業者の一員として、認知症や孤立等で支援が必要な方の察知とあわせ、日常生活における異変の早期発見や早期対応に繋がる地域の見守り活動を実施する。
- (3) 上尾警察署の要請に基づき、役員及び地域班長による「高齢者交通安全声掛け隊」を編成し、地域の高齢者に対して交通事故防止のための声掛け活動を行う。

## 6. 運営体制の充実・強化

持続的、安定的に組織を運営していくためには、運営体制の充実・強化が不可欠であり、町及び関係諸団体と連携を図りながら、運営基盤の確立を図るとともにデジタル化を推進し効率的な組織運営を図る。

- (1) 公益社団法人としての使命や社会的な責任を自覚し、役員及び職員が一体となって、運営体制の充実強化を図るとともに、事務の効率化や経費の節減に努める。
- (2) 会員自らがシルバーの運営に積極的に参画するとともに自主的、主体的な活動を展開できるよう、部会、委員会活動の活性化や地域班活動、職群班活動など会員が自主的に行う活動の支援を行う。
- (3) センターと会員間の連携を図るコミュニケーションツールとして、Smile to Smileを導入し、センターにおける事務処理のデジタル化を推進する。あわせて、会員のデジタル機器の利活用の促進を図るため、会員向けにパソコンやスマートホンの操作説明会を開催する。
- (4) シルバー事業を円滑に推進するため、町や県シルバー人材センター連合、その他関係機関や団体と連携を深め、シルバー事業の一層の推進を図る。
- (5) 令和6年秋に予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）の施行時期を見据え、円滑に移行できるよう、契約方法の見直しについて会員や発注者等への周知と理解の促進を図る。
- (6) 職員の適正配置や資質・能力の向上に意を用いるとともに、会員の「自主・自立」した活動を支援する事務局体制を整備する。